

立木処分特記仕様書

1 事業の実施に当って必要な資格

事業の実施に当っては、下表に掲げる有資格者等により各作業を行わなければならない。

作業種	必要な資格又は免許	根拠法令
伐木及び造材（チェーンソーによる伐採等作業）	安全衛生（伐木造材）特別教育修了者	労働安全衛生法 第 59 条 労働安全衛生規則 第 36 条
架線系機械による集材作業 ※注 1	林業架線作業主任者	労働安全衛生法 第 14 条 労働安全衛生法施行令 第 6 条
玉掛作業 ※注 2	玉掛技能講習	労働安全衛生法 第 61 条 労働安全衛生法施行令 第 20 条
はい作業 ※注 3	はい作業主任技能講習	労働安全衛生法 第 14 条 労働安全衛生法施行令 第 6 条
はい作業（※ 3 以外）	荷役運搬機械等による はい作業従事者	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育実施要領
移動式クレーン運転 （つり上げ荷重 1t 以上）	移動式クレーン運転技能講習	労働安全衛生法 第 61 条 労働安全衛生法施行令 第 20 条
伐木等機械による伐木・造材作業	伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	労働安全衛生法 第 59 条 労働安全衛生規則 第 36 条
走行集材機械による集材作業	走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	労働安全衛生法 第 59 条 労働安全衛生規則 第 36 条
架線集材機械による集材作業	機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	労働安全衛生法 第 59 条 労働安全衛生規則 第 36 条
架線集材機械による集材作業	簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	労働安全衛生法 第 59 条 労働安全衛生規則 第 36 条

※注 1 原動機の出力 7.5 k w 以上、支間の斜距離の合計が 350m 以上、あるいは最大使用荷重が 200 k g 以上のいずれかに該当する機械集材装置等で、空中において運搬する施設の場合。

※注 2 制限荷重が 1 t 以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務。

※注 3 高さが 2 m 以上のはい付け又ははいくずしの作業。

2 搬出実行計画書

買受人は、着手前に契約書第 5 条に基づく搬出実行計画書（以下「実行計画書」という。）を売渡人に提出しなければならない。

買受人は、実行計画書を遵守しなければならない。

この場合、買受人は、実行計画書に次の事項について記載しなければならない。また売渡人がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただ

し、買受人は簡易な工事においては売渡人の承諾を得て記載内容の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 立木処分内容
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 使用機械
- (6) 施工方法（使用機械、仮設備計画、用地等）
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) 環境対策
- (9) その他

3 伐 採

- (1) 指定された区域内の立木を伐採するものとし、搬出を行わない広葉樹等は作業の支障にならない限りは、伐採せず林内に残存させなければならない。
- (2) 伐採にあたっては、立木の成立状態、周辺の地形、地物、作業状況等を勘案して、作業の安全の確保に努めなければならない。
- (3) 伐倒に際しては、伐倒方向を定めるとともに、くさびを使用して、徐々に倒すようにしなければならない。
- (4) 伐採にあたっては、残存木及び稚樹を損傷しないように注意を払わなければならない。
- (5) かかり木の処理については、厚生労働省労働基準局の定めるガイドラインに基づき適正な処理を行わなければならない。
- (6) その他必要な事項は、売渡人の指示を受けなければならない。

4 集材・搬出作業

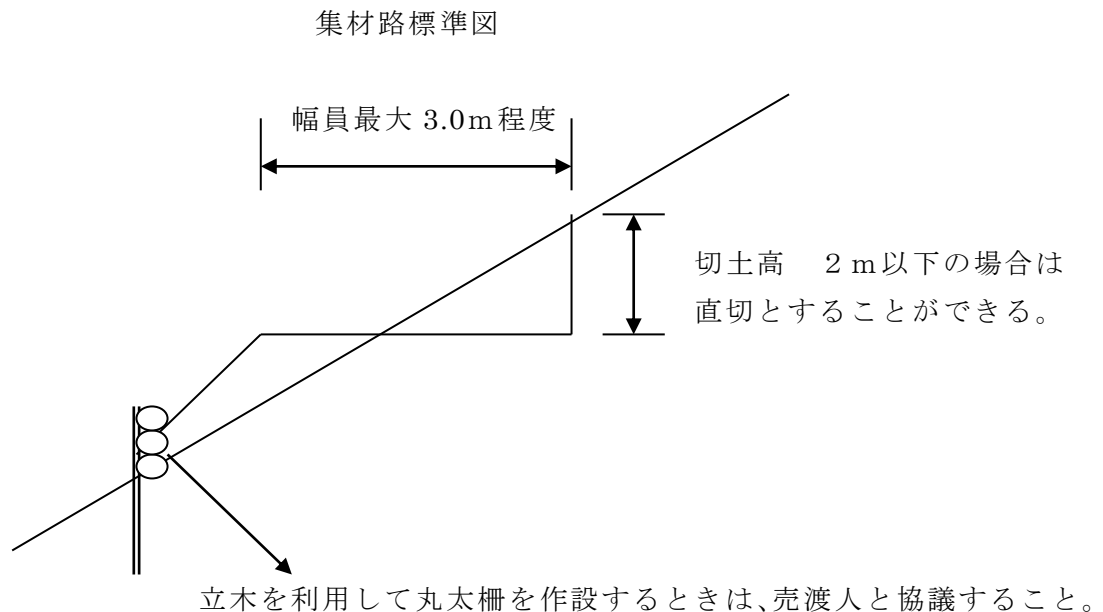
- (1) 集材・搬出作業にあたっては、残存木及び稚樹を損傷しないように注意を払わなければならない。
- (2) やむを得ず林内に放置する伐採木については、幹材部が地表面に接するよう、必要に応じて枝払い、玉切り等を行い、植栽に影響がないよう整理しなければならない。また、やむを得ず林内・土場に残置する枝条・端材等については、植栽に影響がないよう整理すること。
- (3) 集材路を開設する場合は、位置・規格・延長等を売渡人と協議のうえ開設すること。

開設にあたっては次の事項について留意すること。

- ・立竹木、笹、雑草、つる類等の地床植物を地際より伐倒または刈払いし、路線の片側に整理すること。また、片づけたこれら枝条等に盛土してはならない。
- ・盛土を行う場合は、地山とのなじみに留意するとともに土砂流出防止のため丸太柵等必要な措置を講ずること。丸太柵は構造等売渡人と協議した後設置のこ

と。

- ・丸太柵の作設のため立木を利用する場合は、売渡人と協議すること。
- ・水切りを確実にやり、集材路により林地が損なわれることのないよう努めること。
- ・集材路の使用後は、車両が誤って侵入しないよう目印を設置する等の措置を講ずること。



5 残存木の保護

残存木の損傷を最小限とするよう、伐倒・搬出の方法を考慮しなければならない。

6 運材のための林道の通行について

- (1) 施行地から国道 292 号線までの間の林道南俣線の橋は荷重 4 t を越える車両は通行できません。また、古い橋なので、運材の際には敷鉄板により養生を行ってください。
- (2) 県有林に隣接農地の所有者も林道を使用しています。集材・搬出・運材を行う時期については、隣接農地の所有者と調整をしてください。

7 県有林地等の使用

施工にあたって、土場、資材置場等県有林地を使用をする場合は、売渡人と協議すること。使用にあたっては、損傷等のないよう充分注意しなければならない。また林道の使用については常に維持補修を行うこと。

集材等のため、必要な用地並びに支障木については、あらかじめ売渡人に申し出、その指示を受けること。

この場合における土地使用料及び立木補償料は免除することとし、その立木が評価の対象（立木処分）になるものは売渡しする。

7 法令等の制限

当該林地は法令等により下記のとおり指定されているので、その指定目的を遵守すること。許可を要する行為を行うときは、事前に許可を受けること。[保安林内立木許可済]

保安林（土砂の流出の防備のため）・森林法

9 買受者は、その買受けた産物の区域及び該当県有林の入口の見易い場所に、次の事項を記した標板を、その事業期間中表示し、併せて関係者へ周知すること。

- (1) 買受人の住所氏名
- (2) 処分箇所名
- (3) 面積
- (4) 産物の種類及び数量
- (5) 搬出期限